

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者 1 者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社南山開発

期間：令和 8 年 7 月 1 7 日～令和 8 年 1 1 月 1 6 日（4 ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

株式会社南山開発は、令和 4 年度から令和 6 年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。

このことが建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 3 月 24 日に沖縄県知事より 30 日間の営業停止処分を受けた。

当該事実は、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成 9 年 5 月 30 日付け官会第 1242 号）の別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当するため。